

高知県中小企業団体中央会補助金交付要綱の改正について

主な改正点

○補助金の交付対象事業として、「日本語支援事業費」を新設するもの。

(日本語支援事業)

県内の技能実習生の日本語能力の向上を図るために、中央会が県内の技能実習制度を活用している組合等に対して、日本語講師の派遣を実施する際の謝金・旅費等を補助するものとする。

※日本語講師への謝金の補助率について、

中小企業基本法で定める小規模企業者は日当1万円を全額補助。

小規模企業者以外については、補助率1/2とする。

(要綱の該当ページ) p2,9,14,26,28,36

○組合等支援費(組合支援のための専門家派遣事業等、中央会の組合支援事業の中心的な事業費)に新たな項目として、「海外展開支援事業」を追加する。

(海外展開支援事業)

技能実習を修了した人材等^{※1}の活用を自社の事業戦略に組み入れて、海外展開を行う企業群を発掘、情報共有の場を設けて継続的に研究会や現地での交流会等を開催することにより、県内企業の海外展開を支援するもの。

※1 技能実習生だけでなく、現地国の高度人材、来年度スタート予定の新在留資格(特定技能)、留学生等も想定。

(要綱の該当ページ) p1

○臨時職員の人件費及び社会保障費として、当該臨時職員が担当する業務(組合等支援費・ものづくり担い手育成事業費・女性商業者等活躍促進事業)に「賃金・共済費」を項目追加。

(要綱の該当ページ) p8